

# 日興ABアジア・バリューフンド (愛称)

クラスA受益証券(円建)  
クラスB受益証券(円建)  
クラスA受益証券(米ドル建)

ルクセンブルグ籍オープン・エンド型契約型  
公募外国投資信託(円建/米ドル建)



- ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。
- ファンドの正式名称は、「アライアンス・バーンスタイン・アジア・エクス・ジャパン・エクイティ・ポートフォリオ」です。ただし、愛称として、「日興ABアジア・バリューフンド」を使用いたします。(以下「ファンド」といいます。)
- ファンドに関するより詳細な情報を含む投資信託説明書(請求目論見書)が必要な場合は、販売会社にご請求いただければ販売会社を通じて交付されます。なお、請求を行った場合には投資者の皆様がその旨の記録をしておくこととされておりますのでご注意ください。

- この交付目論見書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- この交付目論見書により行うファンドの受益証券の募集については、管理会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年2月29日に関東財務局長に提出しており、同年3月1日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの受益証券の価格は、ファンドに組入れられる有価証券等の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、これらの運用および為替相場の変動による損益は、すべて投資者の皆様へ帰属します。

## 重要事項

ファンドは、主に外貨建の株式等を投資対象としています。ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、ファンドに組入れられた株式等の値動き、為替相場の変動等の影響により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、ファンドに組入れられた株式等は、その発行者等の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により値動きするため、ファンドの受益証券1口当たり純資産価格も変動し、投資元本を割り込むことがあります。さらに、ファンドのクラスA受益証券(米ドル建)は、1口当たり純資産価格が米ドル建で算出されるため、円貨でお受取りの際には、為替相場の影響も受け、投資元本を割り込むことがあります。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、受益証券1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用および為替相場の変動による損益は、すべて投資者の皆様へ帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の変動要因としては、主に「カントリーリスク」、「為替リスク」、「流動性リスク」、「市場リスク」、「組入回転率リスク」、「デリバティブリスク」などがあります。詳細については、後記「投資リスク リスク要因」をご参照ください。

■管理会社は…

■投資信託説明書(交付目論見書)のご請求・お申込みは…



## ファンドの関係法人

管理会社	<b>アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エル</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ファンドの資産の運用管理、ファンド証券の発行、買戻し業務を行います。</li><li>・管理会社は、契約型または会社型投資信託の運用を行うことを事業の目的として、ルクセンブルグにおいて1990年7月31日に設立されました。</li><li>・2023年12月末日現在、管理会社の資本金の額は16,300,000ユーロ(約26億円)です。</li><li>・2023年12月末日現在、管理会社は、契約型投資信託であるルクセンブルグ籍アンブレラ・ファンド4本ならびに会社型投資信託であるルクセンブルグ籍ファンド15本の管理および運用を行っています。</li></ul> (注) ユーロの円貨換算は、株式会社三菱UFJ銀行の2023年12月29日現在における対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=157.12円)によります。
投資顧問会社	<b>アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・管理会社との間の投資顧問契約に基づき、ファンド資産の投資運用業務を行います。</li></ul>
保管受託銀行／ 管理事務代行会社	<b>ブラウン・ブラザーズ・ハリマン(ルクセンブルグ)エス・シー・エイ</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・管理会社との間の保管契約および管理契約に基づき、ファンド資産の保管業務および管理事務代行業務を行います。</li></ul>
名義書換代理人	<b>アライアンス・バーンスタイン・インベスター・サービスズ(管理会社の一部門)</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ファンドの受益証券の登録・名義書換代行業務を行います。</li></ul>
代行協会員／ 日本における販売会社	<b>SMBCE日興証券株式会社</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・代行協会員としての業務および受益証券の販売・買戻しに関する業務を行います。</li></ul>



## ファンドの目的・特色

### ファンドの目的、投資方針および主な投資対象

ファンドの投資目的は、長期的な元本の成長と配当収益の獲得です。

ファンドは、投資顧問会社により割安と判断されたアジア地域（日本を除く）の企業の株式に投資を行います。ファンドの投資ユニバース（投資候補銘柄群）は、MSCIオールカントリー・アジア・エックス・ジャパン指数およびMSCIフロンティア・マーケットズ指数構成国の企業の株式としますが、同指数構成銘柄以外へ投資を行う場合もあります。投資顧問会社は、長期的な収益力に基づく企業の本質的な経済価値と現在の株価が乖離している銘柄を割安銘柄として追求します。ファンドは、ファンドの総資産の3分の2以上をアジア地域（日本を除く）の企業の株式へ投資します。

ファンドは、投資、組入る有価証券の効率的運用およびヘッジ目的で、金融デリバティブ商品を利用する場合があります。

#### ①今後の成長が期待されるアジア地域（日本を除く）で、割安と判断された企業の株式に投資を行います。

- 成長が期待されるアジア地域（日本を除く）で、割安と判断された企業の株式に投資を行い、長期的な元本の成長と配当収益の獲得を目指します。
- 運用にあたっては、ファンダメンタル分析と定量分析、二つの観点を融合し魅力度の高い銘柄を選定します。原則、MSCIオールカントリー・アジア・エックス・ジャパン指数およびMSCIフロンティア・マーケットズ指数の構成国の企業の株式に投資を行います。  
※これらの指数構成銘柄以外へ投資を行う場合もあります。

#### ②ファンドの実質的な運用は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーが行います。

- ファンドの実質的な運用は、バリュー株運用に高い運用実績を持つ、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーが行います。
- アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーはグローバルなリサーチ体制を活用して運用を行います。

#### ③3つのクラスからお選びいただけます。

- ファンドでは、クラスA受益証券（円建）、クラスB受益証券（円建）、クラスA受益証券（米ドル建）の3つのクラスをご用意しており、お客様の運用ニーズに合わせてお選びいただけます。
- クラスB受益証券（円建）のご購入から7年経過後、お客様の反対の意思表示のない限り、クラスB受益証券（円建）はクラスA受益証券（円建）（管理報酬等の料率が低い）に転換手数料なしで転換されます。  
※クラスA受益証券（円建）とクラスB受益証券（円建）は手数料等に相違があります。詳細は後記「手続・手数料等—ファンドの費用」をご参照ください。
- 3つのクラスによって分配方針が異なります。  
クラスA受益証券（円建）およびクラスB受益証券（円建）においては、分配は管理会社により決定されます。  
クラスA受益証券（米ドル建）においては、原則分配を行わない方針です。

### 主な投資制限

管理会社および投資顧問会社は、ファンドに関して、主として次の投資制限に服します。詳細については、投資信託説明書（請求目論見書）の該当箇所をご参照ください。

- ・ 同一発行体の譲渡性のある有価証券または短期金融市場商品への投資は、原則として、ファンドの純資産総額の10%を限度とします。
- ・ 証券取引所またはその他規制された市場において、上場または取引されていない譲渡性のある有価証券または短期金融市場商品への投資は、原則としてファンドの純資産総額の10%を限度とします。
- ・ 本アンブレラ・ファンド全体で、同一発行体の同一種類の証券への投資は、当該証券の10%を限度とします。
- ・ 他のオープン・エンド型投資信託／投資法人への投資は、原則としてファンドの純資産総額の10%を限度とします。
- ・ 証券の信用取引や空売りは行いません。
- ・ 一時的措置による銀行からの借入を除き、金銭の借入を行うことはできません。また借入総額は、ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。

## 分配方針

### クラスA受益証券(円建)／クラスB受益証券(円建)

管理会社は、各クラスに帰属するファンドの純利益から分配を宣言し、支払いを行うことができます。

### クラスA受益証券(米ドル建)

管理会社は、現在のところ、分配を行わない方針です。

上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

受益証券の購入価格によっては、分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。受益証券の購入後のファンドの運用状況により、分配金額より受益証券1口当たり純資産価格の値上がり小さかった場合も同様です。

## 運用体制

### 投資顧問会社

管理会社は、投資顧問会社との間の投資顧問契約に基づき、ファンドに関する投資運用業務を投資顧問会社に委託しています。

### アライアンス・バーンスタイン(以下、「AB」といいます。)\*<sup>1</sup>について

- 資産運用業務で50年以上の歴史と経験
- 上場企業(ニューヨーク証券取引所)<sup>\*\*2</sup>としての信頼
- 世界の機関投資家・富裕層・個人投資家のニーズに応える幅広い商品群とサービス内容
- 231名のアナリストを擁する、業界屈指のリサーチ陣容
- 約4,700名の従業員



**ALLIANCEBERNSTEIN®**

ABは、米国をはじめ世界27の国・地域、54都市に拠点を有し、総額約6,690億米ドル(約94.9兆円<sup>\*\*3</sup>)の資産を運用しています(2023年9月末日現在)。

運用サービスには、株式、債券、マルチアセット、オルタナティブ等があり、それぞれのサービスに特化したチームが調査・運用を行います。

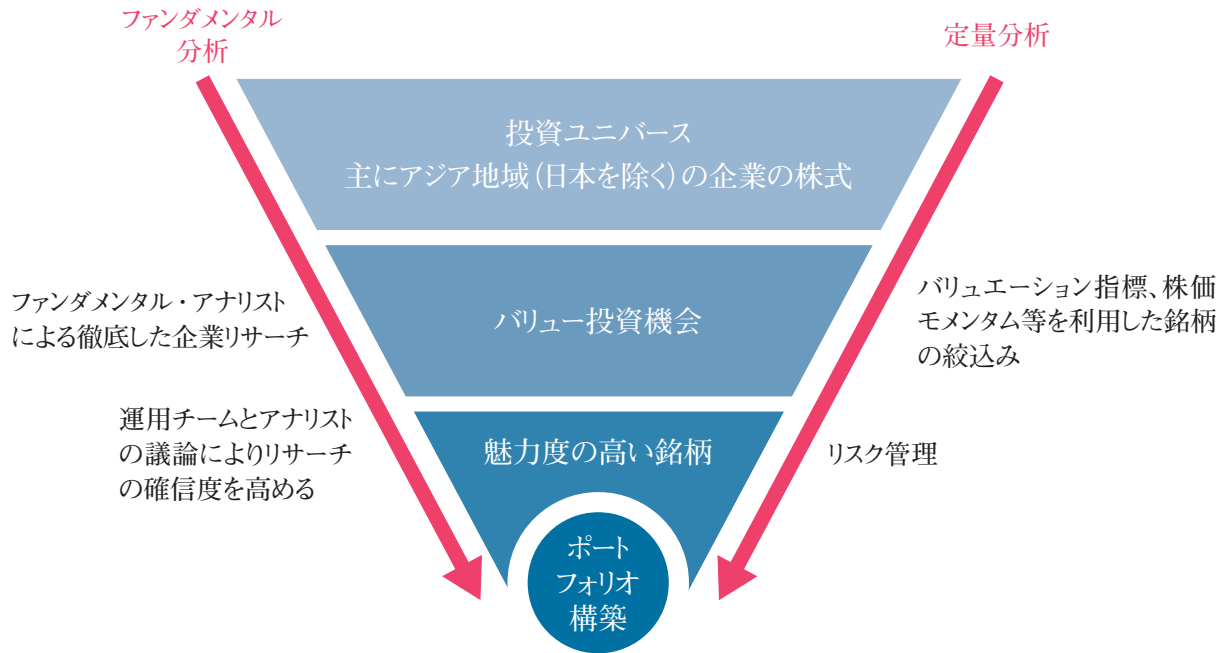
\*<sup>1</sup> アライアンス・バーンスタインおよびABにはアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーとその傘下の関連会社を含みます。

\*<sup>2</sup> アライアンス・バーンスタイン・ホールディング・エル・ピーのリミテッド・パートナーシップ持分がニューヨーク証券取引所に上場。

\*<sup>3</sup> 米ドルの円貨換算は、株式会社三菱UFJ銀行の2023年12月29日現在における対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=141.83円)によります。

## ファンドの運用プロセス

ファンダメンタル分析と定量分析を融合した規律ある運用プロセス



※上記の運用プロセスは、今後変更される場合があります。

## ファンドの運用体制

ファンドの運用は、ABのバリュート株式運用部門の株式アナリストチームによるファンダメンタル分析と定量分析に基づき、アジア・バリュート(日本を除く)株式運用チームが行います。

リスク管理は、アジア・バリュート(日本を除く)株式運用チームが投資プロセスの一環として行っています。



※上記の運用体制は、今後変更される可能性があります。

## 投資リスク

投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、受益証券1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用および為替相場の変動による損益は、すべて投資者の皆様に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

### リスク要因

ファンドが投資する株式の価値は、個々の企業の活動および業績に反応して、または一般的な市場、経済状況および政治状況ならびに為替レートの変動等を理由として変動するリスクにさらされています。従って、ファンドの組入証券の価値は、短期または長期にわたって下落する可能性があります。従って、ファンドが投資目的を達成する、または投資した元本が確保される、または値上がり益が発生する保証はありません。以下はファンドの主要リスクの概要です。ファンドへの投資に伴うリスク要因は、以下のリスク要因に限定されるものではありません。詳細については、投資信託説明書(請求目論見書)の該当箇所をご参照ください。

<p><b>カントリー・リスク</b></p>	<p>ファンドは、様々な国および地域の発行体の証券に投資することができ、国によって、インサイダー取引規則、市場操作に関する制限、株主代理に関する要件および情報の適時開示等の事項について一般的に発行体に課される規制の程度も様々です。発行体の報告・会計・監査基準は、重要な点において各国毎に異なり(時には著しく異なり)、事業組織、破産および債務超過についての各国の法律は、当該国の有価証券への投資者に対し、限られた保護しか提供しない場合があります。</p> <p>新興市場の発行体の証券に投資する場合、ファンドには、より発展した市場に所在する発行体の株式のみに投資するポートフォリオに比べて、高いリスクを伴います。即ち、①取引量が僅少であるか存在しないため、当該証券が流動性に欠け、かつ価格変動の不安定さが増すこと、②国家政策の不確実性、社会、政治および経済との不安定さにより、資産収用、没収的な課税、高いインフレ率、好ましくない外交的展開等の可能性が増大すること、③為替レートの変動の可能性、異なる法体系および為替管理、保管制限またはその他当該投資に適用ある法律もしくは制限の存在またはこれらが課される可能性があること、および④国家利益に敏感に反映するとみなされる発行体または産業への投資に対する制限等、ファンドの投資機会を制限するような国家政策がとられていること、などのリスクが含まれます。</p> <p>ファンドが上海・香港ストックコネクト制度(以下「ストックコネクト」といいます。)を通じて適格中国A株に投資する場合には、ストックコネクトに付随するリスクにさらされます。ストックコネクトの関連規則は先例がなく、変更される可能性があります。当該プログラムには取引限度額が設定されており、当該プログラムを通じて中国A株へ適時に投資することが制限される可能性があり、ファンドの投資戦略の追求に悪影響を及ぼす可能性があります。中国の規制により、売買には一定の制限が課されており、ファンドは、その保有する中国A株を適時に処分できない可能性があります。また、ストックコネクトを通じた証券の取引は、決済リスクにさらされます。</p>
<p><b>為替リスク</b></p>	<p>ファンドが投資する原資産は、ファンドの基準通貨建てのみならず、それ以外の一つまたは複数の通貨建ての場合があります。これは、かかる原資産の為替レートの変動が、受益証券の純資産価格に重大な影響を与える可能性があることを意味します。通貨の価値に影響を与える要因には、貿易収支、短期金利の水準、異なる通貨の類似資産の相対的価値の差、長期的な投資機会および元本値上りの機会、および政治的展開等があります。</p>
<p><b>流動性リスク</b></p>	<p>流動性リスクは、証券の種類、売却に対する制限および市況を含む様々な要因により発生します。</p> <p>流動性リスクは、ファンドが必要な期間内に買戻請求に応じる能力、現金を調達する能力、および／または、収益を分配する能力にも影響を及ぼすことがあります。</p>

<b>市場リスク</b>	多くの証券の価格および利回りは、広範囲にわたる要因に基づき、頻繁に、時として大きなボラティリティを伴って変動し、また下落する可能性があります。
<b>組入回転率リスク</b>	ファンドは、積極的な運用方針がとられる可能性があり、市場状況によっては組入証券の回転率が100%を超える可能性があります。組入証券の回転率が高くなると、仲介手数料等の費用が上昇し、ファンドおよびその受益者の負担となります。さらに、高い回転率に起因するボラティリティは、効率的なポートフォリオ運用を阻害し、ファンドの長期投資戦略の達成を困難にします。また、ファンドの運用成績および長期的投資家の利益に悪影響を及ぼす可能性があります。
<b>デリバティブ・リスク</b>	<p>ファンドは、収益獲得、利回りの増加、組入証券のさらなる分散化のための直接的投資としてデリバティブを利用する場合があります。相手方当事者の信用リスクを含むその他のリスクに加えて、デリバティブには、価格の決定および評価が困難であるというリスク、およびデリバティブの価値の変動が関係する原資産、レートまたは指数と完全には連動しないというリスクが附随します。デリバティブの利用に関する重要なリスク要因として、デリバティブの「市場リスク」、「運用リスク」、「信用リスク」、「流動性リスク」、「レバレッジ・リスク」等があります。</p> <p>上記のリスクに加えて、OTCデリバティブ市場における取引には、「規制の欠如」、「取引相手方の債務不履行」、「流動性」、「履行の義務」、「相手方との取引関係の必要性」等のリスクが付随します。</p>
<b>その他のリスク</b>	上記のリスクに加え、ファンドには、「小型株リスク」、「借入れリスク」、「租税リスク」等のリスクが付随します。

### その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

### リスクの管理体制

#### 投資顧問会社のリスク管理体制

投資顧問会社は、ファンドが保有するポジションのリスクおよびファンドの総合的なリスクの影響を監視・測定することができるリスク管理方法を採用しております。投資顧問会社内においては、ポートフォリオ運用チームがそれぞれの関連するポートフォリオ内のリスク管理について一次的な責任を有しております。加えて、投資顧問会社には、広範な内部調査チームおよびポートフォリオ運用機能からは独立した監視を行う以下のチームが存在します。

コンプライアンス部門	内部に定められているポートフォリオ運用ガイドライン等、および法令遵守の管理を行います。
リスク管理部門	信用リスクおよび取引相手方リスクを含む運用上およびその他のリスクを管理します。
内部監査部門	特に、投資顧問会社の社内規程および手続きの遵守を監視します。

#### ベンチマーク

ファンドのベンチマークはMSCI オールカンTRY・アジア・エクス・ジャパン指数です。ファンドは、パフォーマンスの比較にベンチマークを使用します。ファンドはアクティブ運用されており、投資顧問会社はファンドの投資戦略を実行する際、当該ベンチマークに制約されません。ファンドは、一定の市況において、投資顧問会社の全面的な裁量に基づき、当該ベンチマークの構成銘柄の相当部分を保有することができますが、当該ベンチマークのすべての構成銘柄を保有するわけではなく、また、構成銘柄の一部ではない証券を保有することもできます。

#### デリバティブ取引のリスク管理

ファンドは、ヘッジ目的および／またはヘッジ目的外の目的でデリバティブを利用しています。ファンドのデリバティブについて、UCITS（譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託）にかかる欧州連合指令への準拠に基づくリスク管理方法を採用しています。

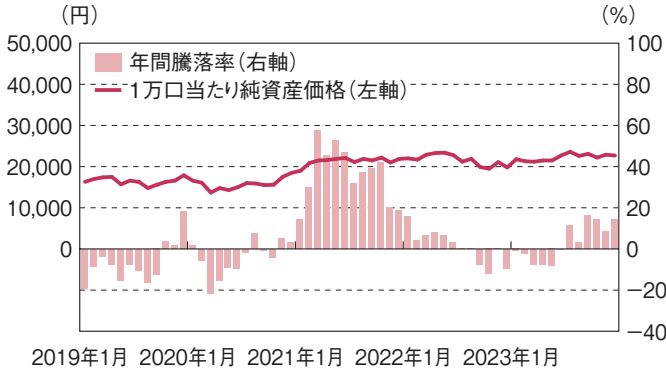
参考情報

下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

ファンドの純資産価格および年間騰落率の推移

(2019年1月～2023年12月)

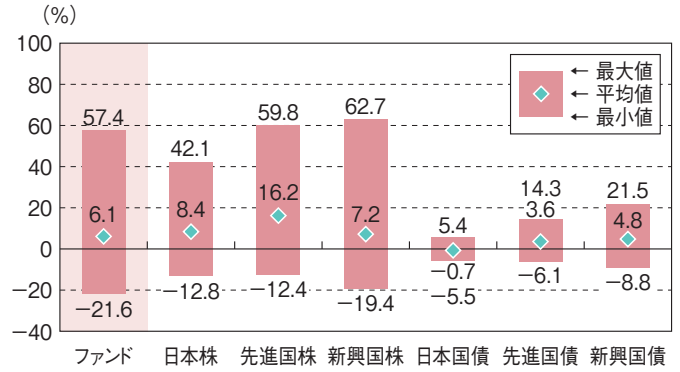
クラスA受益証券(円建)



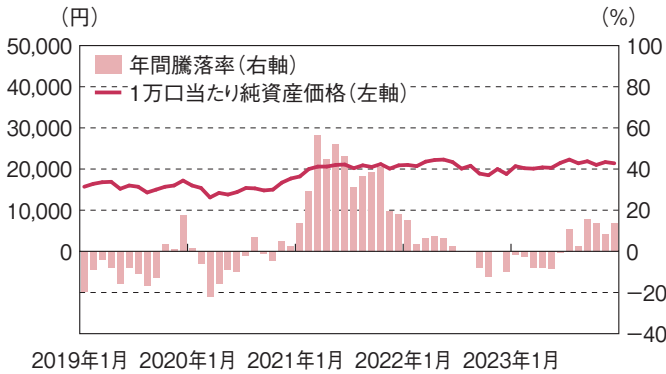
ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

(2019年1月～2023年12月)

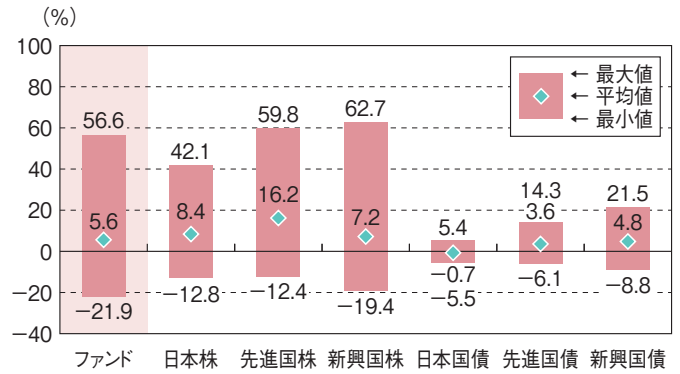
クラスA受益証券(円建)



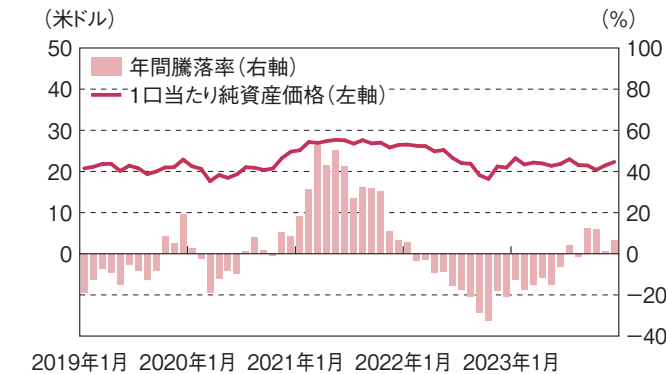
クラスB受益証券(円建)



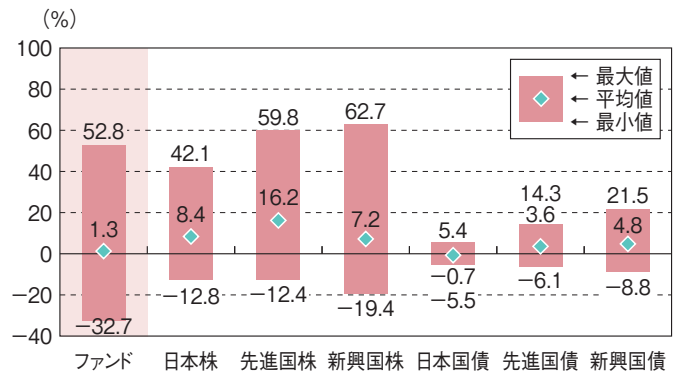
クラスB受益証券(円建)



クラスA受益証券(米ドル建)



クラスA受益証券(米ドル建)



- 過去におけるクラスA受益証券(円建)、クラスB受益証券(円建)およびクラスA受益証券(米ドル建)の純資産価格(毎月末時点)と年間騰落率(毎月末時点)の推移を示したものです。
- クラスA受益証券(円建)、クラスB受益証券(円建)およびクラスA受益証券(米ドル建)とも設定来分配を行っておりません。

- 上記グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- 上記グラフは、2019年1月から2023年12月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示したものです。
- クラスA受益証券(米ドル建)の年間騰落率は、その表示通貨である米ドル建てで計算されており、円貨に為替換算されておりません。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

上記の参考情報は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。



**<代表的な資産クラスの指数およびその著作権等について>**

日本株・・・東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

先進国株・・・MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債・・・NOMURA-BPI国債

先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

(注)海外の指数は、円貨に為替換算しております。

**東証株価指数(TOPIX) (配当込み)**

東証株価指数(TOPIX) (配当込み)は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社が算出し公表する、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

**MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)**

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

**MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)**

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

**NOMURA-BPI国債**

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

**FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)**

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

**JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)**

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. MorganSecurities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

## 運用実績

以下に記載する運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を示唆または保証するものではありません。

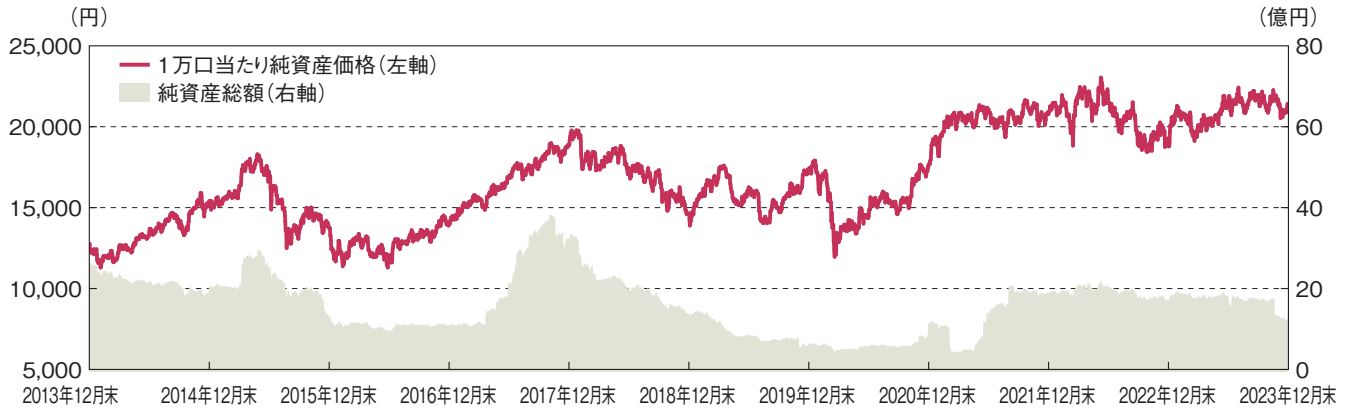
### 純資産総額および純資産価格の推移

各クラスについて、2013年12月末日から2023年12月末日までの期間における日々の純資産総額および純資産価格の推移は以下のとおりです。

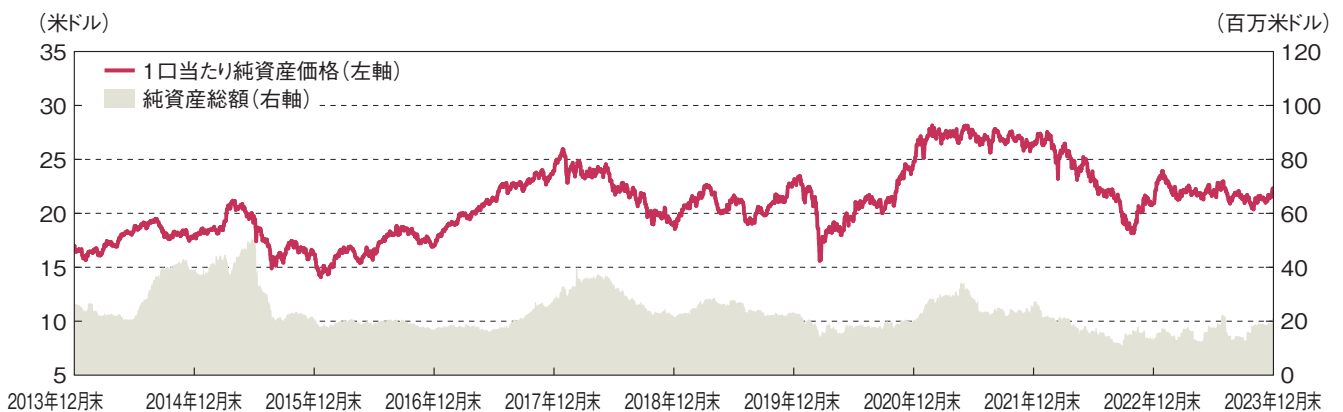
#### クラスA受益証券(円建)



#### クラスB受益証券(円建)



#### クラスA受益証券(米ドル建)



## 分配の推移

クラスA受益証券(円建)、クラスB受益証券(円建)およびクラスA受益証券(米ドル建)は、設定以来、分配金は支払われておりません。

## 主要な資産の状況

## 資産別の投資状況(2023年12月末日現在)

資産の種類	投資比率(%)
普通株式	98.6
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	1.4
合計	100.0

(注)投資比率とは、純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

## 国別の投資状況(上位5カ国)(2023年12月末日現在)

	国	投資比率(%)
1	中国	37.5
2	韓国	21.7
3	台湾	14.9
4	インド	13.1
5	フィリピン	3.6

(注)国の分類は、発行会社の本店の所在国を基準としております。以下同じです。

## 投資株式の主要銘柄(上位10銘柄)(2023年12月末日現在)

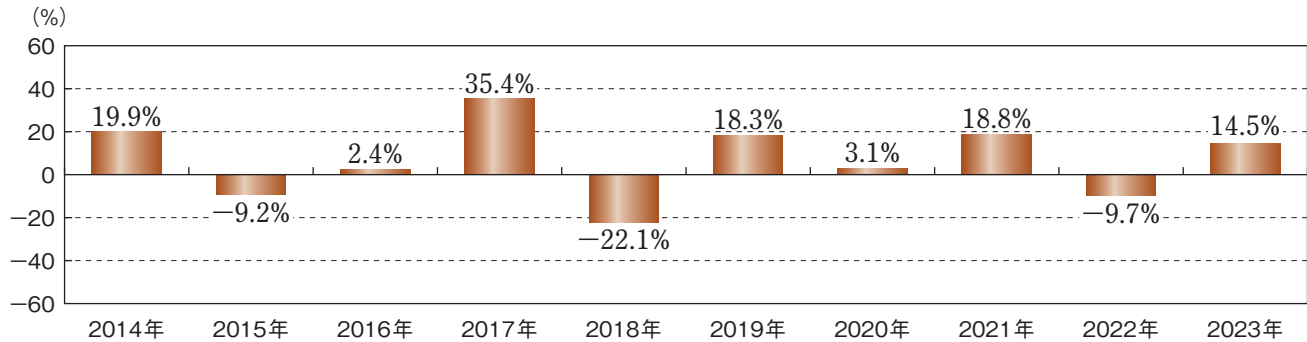
	銘柄の名称	国	業種	投資比率(%)
1	Samsung Electronics Co., Ltd.	韓国	情報技術	8.0
2	Taiwan Semiconductor Manufacturing Co., Ltd.	台湾	情報技術	5.3
3	SK Hynix, Inc.	韓国	情報技術	5.1
4	Alibaba Group Holding Ltd. - Class H	中国	一般消費財・サービス	4.9
5	KB Financial Group, Inc.	韓国	金融	3.9
6	Maruti Suzuki India Ltd.	インド	一般消費財・サービス	3.2
7	PetroChina Co., Ltd. - Class H	中国	エネルギー	2.8
8	GAIL India Ltd.	インド	公益事業	2.7
9	Zijin Mining Group Co., Ltd. - Class H	中国	素材	2.6
10	Kunlun Energy Co., Ltd. - Class H	中国	公益事業	2.6

出所: ブラウン・ブラザーズ・ハリマン(ルクセンブルグ)エス・シー・エイ(管理事務代行会社)

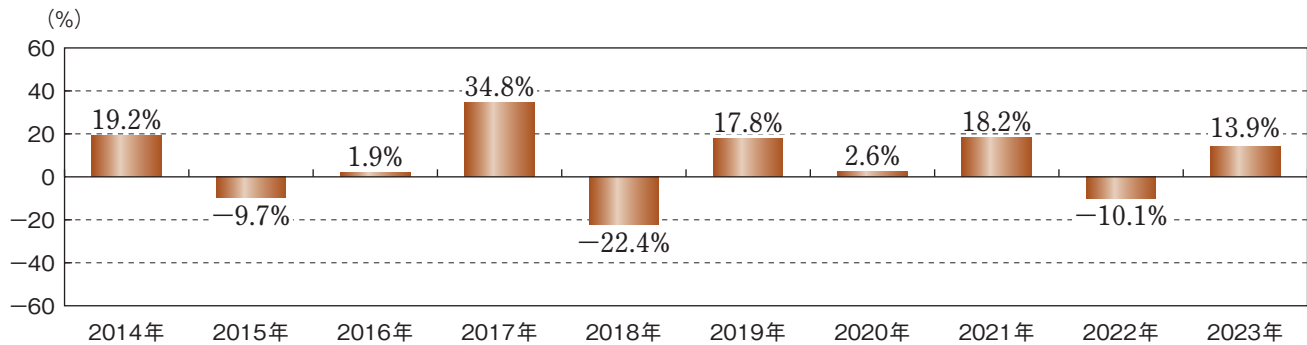
## 収益率の推移

収益率の推移は以下のとおりです(暦年ベース)。

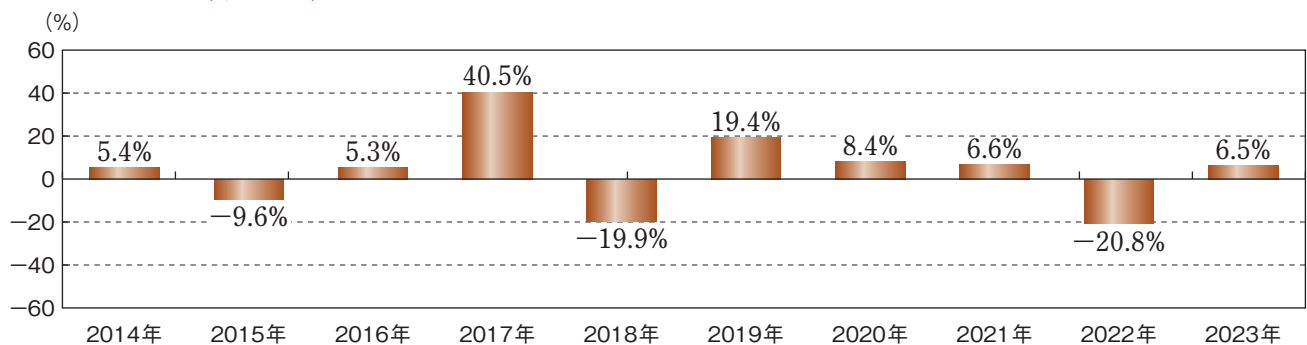
### クラスA受益証券(円建)



### クラスB受益証券(円建)



### クラスA受益証券(米ドル建)



(注) 収益率(%) =  $100 \times (a-b) / b$   
 a = 12月末日現在の1口当たり純資産価格  
 b = 前年の12月末日現在の1口当たり純資産価格

## 手続・手数料等

## お申込みメモ

ご購入の申込期間	<p>2024年3月1日(金曜日)から2025年2月28日(金曜日)まで  ※クラスA受益証券(円建)およびクラスB受益証券(円建)の設定日はそれぞれ2012年2月17日です。クラスA受益証券(米ドル建)の設定日は2009年11月30日です。</p> <p>お申込みの取扱いは、販売会社の営業日に行われます。  (注1)お申込みは、販売会社の営業日に受付けることができますが、販売会社による管理会社への発注はファンド営業日かつ販売会社の営業日である各日に行われます。ただし、翌ファンド営業日が販売会社の営業日ではない場合には、管理会社への発注は行われません。「ファンド営業日」とは、ニューヨーク証券取引所の営業日で、かつルクセンブルグの銀行営業日である各日をいいます。  (注2)ファンドは、米国の居住者もしくは法人に該当しない方に限り、ご購入いただけます。詳細は、請求目論見書の「第二部 ファンド情報、第2 管理及び運営、1 申込(販売)手続等、① 海外における申込(販売)手続等 - ファンド証券の所有制限」をご参照ください。  (注3)継続募集期間は、その終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。</p>
ご購入(お申込み)単位	<p><b>クラスA受益証券(円建)</b>:5億口以上1万口単位  <b>クラスB受益証券(円建)</b>:50万口以上1万口単位  <b>クラスA受益証券(米ドル建)</b>:500口以上1口単位</p>
ご購入(お申込み)価格	管理会社が購入の申込みを受領したファンド営業日に計算される各クラスの1口当たり純資産価格
ご購入(お申込み)代金	約定日(販売会社が申込注文の成立を確認した日をいい、通常、申込みの日本における翌営業日となります。以下「国内買付約定日」といいます。)から起算して日本における4営業日目(以下「国内買付受渡日」といいます。)までに、申込金額および(適用ある場合)申込手数料をお支払いください。
ご換金(買戻し)単位	1口以上1口単位
ご換金(買戻し)価格	管理会社が換金(買戻し)請求を受領したファンド営業日に計算される各クラスの1口当たり純資産価格
ご換金(買戻し)代金	約定日(販売会社が換金注文の成立を確認した日をいい、通常、換金(買戻し)請求の日本における翌営業日となります。以下「国内買戻約定日」といいます。)から起算して日本における4営業日目(以下「国内買戻受渡日」といいます。)から換金(買戻し)代金をお支払いいたします。
申込締切時間	日本における購入・換金(買戻し)の申込受付時間は、原則として、午後4時までとします。
ご換金(買戻し)制限	<p>クローズド期間はありません。  換金(買戻し)請求の取扱いは、販売会社の営業日に行われます。  (注)換金(買戻し)請求は、販売会社の営業日に受付けることができますが、販売会社による管理会社への発注はファンド営業日かつ販売会社の営業日である各日に行われます。ただし、翌ファンド営業日が販売会社の営業日ではない場合には、管理会社への発注は行われません。  管理会社は、ファンド営業日において、ファンドまたはファンドの特定クラスの発行済受益証券の10%超の買戻し請求を受領した場合には、ファンドの受益証券または当該クラス受益証券の換金(買戻し)を制限することができます。</p>
ご購入・ご換金(買戻し)申込受付の中止および取消	<p>管理会社は、以下の場合、ファンドの純資産価格の決定を一時的に停止し、その結果としてファンドの受益証券の発行、買戻しおよび転換を一時的に停止することができます。</p> <p>(a) ファンド資産の相当部分の評価に必要な情報を提供する証券取引所もしくは市場、またはファンド資産の相当部分の表示通貨を取引する外国為替市場が通常の休日以外の日に閉鎖、または取引が制限もしくは停止された場合。</p> <p>(b) 政治、経済、軍事もしくは金融上の事由、または管理会社の責任および監督が及ばない何らかの状況が生じた結果、受益者の利益に重大な損害を及ぼすことなく、ファンドの組入資産の処分が合理的にまたは正常に実行できない場合。</p> <p>(c) ファンドの組入資産の評価のために使用されている通常の通信機能が停止した場合、または何らかの理由によりファンドの資産の評価を迅速かつ正確に確定できない場合。</p> <p>(d) 為替規制または資金の移動に影響を与えるその他の規制により、ファンドのための取引が実行不可能な場合またはファンドの組入資産の購入および売却が通常の為替レートでは実行できない場合。</p> <p>純資産価格の計算の一時停止が10日以上続くことが見込まれる場合には、受益者に通知されます。</p>

信託期間	ファンドの存続期間は無期限です。
繰上償還	管理会社の決定により、ファンドを解散することができます。
決算日	毎年8月31日
収益分配	<p><b>クラスA受益証券(円建)およびクラスB受益証券(円建)：</b>          管理会社は、各クラスに帰属するファンドの純利益から分配を宣言し、支払いを行うことができます。管理会社は、支払われる分配金に実現値上がり益を含めるか否か、および／または当該クラスに帰属する元本を分配の原資とするか否かを決定することができます。各クラスに帰属する純利益および純実現利益が分配金額を超過した場合、その超過分は各クラスの各純資産価格に反映されます。</p> <p><b>クラスA受益証券(米ドル建)：</b>          管理会社は、現在のところ分配を行わない方針です。従って、受益証券に帰属する純利益および純実現利益は、各受益証券の純資産価格に反映されます。</p>
信託金の限度額	ファンドにおける信託金の限度額に特に定めはありません。
運用報告書	管理会社は、ファンドの決算日(毎年8月31日)後に、一定の事項を記載した交付運用報告書および運用報告書(全体版)を作成します。交付運用報告書は、販売会社を通じて受益者に送付されます。運用報告書(全体版)は、代行協会のホームページに掲載されます。
課税関係	課税上は公募外国株式投資信託として取扱われます。
スイッチング	クラスB受益証券(円建)のご購入から7年経過後、受益者の反対の意思表示がない限り、クラスB受益証券(円建)はクラスA受益証券(円建)(管理報酬等の料率が低い。)に転換手数料なしで転換されます。それ以外のスイッチングはできません。
その他	<p>受益証券の申込みを行う投資者は、販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、販売会社は、「外国証券取引口座約款」およびその他所定の約款を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申込み旨を記載した申込書を提出します。</p> <p><b>&lt;外貨建投資信託の場合の適用為替レートについて&gt;</b>          外貨建投資信託の場合は、売買、償還等にあたり、円貨と外貨、または、異なる外貨間での交換をする際には、外国為替市場の動向に応じて販売会社が決定した為替レートによるものとします。</p>

#### 過度の売買もしくは短期売買に関する方針および手続き

長期保有の受益者の利益を保護する目的で、管理会社は、過度の売買もしくは短期売買行為と判断される受益証券の購入申込みを、事前の通知をすることなく、制限、拒絶または取消する場合があります。管理会社は、代理人を通じて、受益証券の過度の売買または短期売買を発見し、防止するためのモニタリングを導入しています。詳細については、請求目論見書の該当箇所をご参照ください。

## ファンドの費用

## 投資者が直接的に負担する費用

ご購入(お申込み)手数料

**クラスA受益証券(円建/米ドル建):**

クラスA受益証券(円建/米ドル建)については、ご購入金額(ご購入価格×ご購入口数)に対して次の料率による申込手数料が課されます。申込手数料は、ご購入に係る販売取扱業務の対価として、販売会社が購入時に頂戴するものです。

**クラスA受益証券(円建)**

お申込口数	お申込手数料
5億口以上10億口未満	<u>1.10%(税抜1.00%)</u>
10億口以上	<u>0.825%(税抜0.75%)</u>

(注)販売会社により、上記料率を上限として、上記と異なる申込手数料が課される場合があります。

**クラスA受益証券(米ドル建)**

お申込口数	お申込手数料
10万口未満	<u>3.30%(税抜3.00%)</u>
10万口以上50万口未満	<u>1.65%(税抜1.50%)</u>
50万口以上100万口未満	<u>0.825%(税抜0.75%)</u>
100万口以上	<u>0.55%(税抜0.50%)</u>

(注)販売会社により、上記料率を上限として、上記と異なる申込手数料が課される場合があります。

**クラスB受益証券(円建):**

クラスB受益証券の申込みには申込時点においては申込手数料は課されません。ただし、クラスB受益証券については、ご購入後の保有期間に応じて、換金(買戻し)時に、後述の条件付後払申込手数料(CDSC)が課されます。

(注)管理会社は、ご購入金額の4.50%に当たる金額を管理会社の計算の下日本における販売会社に対して支払います。

ご換金(買戻し)手数料

**クラスA受益証券(円建/米ドル建):**

買戻手数料はありません。

**クラスB受益証券(円建):**

クラスB受益証券(円建)のご購入から7年未満の期間に買戻されるクラスB受益証券(円建)について、申込時のご購入価格に以下の料率を適用して決定される条件付後払申込手数料(CDSC)が課されます。(日本の消費税はかかりません。)CDSCは、クラスB受益証券(円建)の販売関連サービスの対価として、海外における販売会社であるアライアンス・バーンスタイン・インベストメンツ(管理会社の一部門)(以下「海外における販売会社」といいます。)に支払われます。

受益証券の購入後の経過年数 <sup>(※)</sup>	条件付後払申込手数料(CDSC)
1年未満	<u>4.50%</u>
1年以上2年未満	<u>3.75%</u>
2年以上3年未満	<u>3.25%</u>
3年以上4年未満	<u>2.50%</u>
4年以上5年未満	<u>2.00%</u>
5年以上6年未満	<u>1.25%</u>
6年以上7年未満	<u>0.75%</u>
7年以上	<u>なし</u>

(※)上記の「受益証券の購入後の経過年数」とは、当該受益証券に関する、国内買付約定日(同日を含みます。)から国内買戻約定日の前日(同日を含みます。)までの期間をいいます。

(注1)投資者は、買戻価格から条件付後払申込手数料を差し引いた金額を買戻時に受領します。条件付後払申込手数料は、7年未満の期間に買戻される受益証券のご購入価格に料率を適用して決定されます。

(注2)条件付後払申込手数料の金額は、最も低い条件付後払申込手数料率から優先して計算されます。すなわち、投資者は、ご購入後の経過年数がより長いクラスB受益証券から買戻するものとみなされます。

(注3)クラスB受益証券の1口当たり純資産価格がご購入価格よりも増額した場合、その増額分に条件付後払申込手数料が課せられることはありません。

(注4)条件付後払申込手数料は、海外における販売会社に対して支払われるものであり、買戻手続きを行う販売会社を通じて精算されます。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

**管理報酬等**

日々の純資産総額に対して、**年率1.75%**(クラスA受益証券)または**年率2.22%**(クラスB受益証券)を乗じた額ならびに下記の保管報酬、管理事務代行報酬、名義書換代行報酬およびその他の費用等がファンド資産より控除されます。

(内訳)	支払先	対価とする役務の内容	報酬率(年率)	
			クラスA受益証券 (円建/米ドル建)	クラスB受益証券 (円建)
管理報酬	(管理会社が一括受領し、その中から主に以下の関係法人に対し報酬が支払われます。)		1.70%	1.45%
	投資顧問会社	ファンド資産の日々の投資運用業務		
	販売会社	ファンドの受益証券の販売取扱業務		
	代行協会員	ファンドの受益証券に関する代行協会員業務		
管理会社報酬	管理会社	ファンドの運営および中心的な管理業務	0.05%	0.05%
販売管理報酬	海外における販売会社	クラスB受益証券(円建)の販売関連サービス	なし	0.72%
上記合計			<b>1.75%</b>	<b>2.22%</b>
保管報酬	保管受託銀行	ファンド資産の保管業務	これらの報酬はそれぞれ、ルクセンブルグの通常の実務慣行に従い、資産を基準とする報酬と取引手数料の組合せにより、ファンドの資産から支払われます。管理事務代行報酬、保管報酬および名義書換代行報酬の年間の合計額はファンドの純資産総額の <b>最大1%</b> とします。保管報酬には、別途課されるコルレス銀行の費用、その他一定の税金、仲介手数料、借入利息は含まれません。当該報酬の実際の金額は、ファンドの財務書類に開示されます。直近2会計年度の財務書類については、請求目論見書「第3 ファンドの経理状況、1 財務諸表」をご覧ください。	
管理事務代行報酬	管理事務代行会社	ファンドの管理事務代行業務		
名義書換代行報酬	名義書換代理人	ファンドの受益証券の登録・名義書換代行業務		
その他の費用(*) (ファンドが実費として負担します。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ファンドの資産および収益に課される一切の税金</li> <li>・ファンドの組入有価証券の取引に係る銀行手数料および仲介手数料等</li> <li>・保管受託銀行および名義書換代理人の合理的実費</li> <li>・ファンドの独立監査人であるアーンスト・アンド・ヤング・エス・エイによる年次監査に係る報酬、管理会社が受益者の利益のために行為する際に負担した弁護士報酬</li> <li>・書面、通知、会計記録、届出書、目論見書および報告書等の作成、翻訳、印刷費用等</li> </ul>			

(\*)「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

**投資者による報酬・費用の負担の上限率**

本書の日付現在、投資者が一会計年度に負担する報酬および費用の総額は、各クラスに帰属するファンドの平均純資産総額に対する以下の年率を上限とし、その上限率を超える報酬および費用(\*)は管理会社が自発的に負担します。ただし、管理会社がかかる負担をしない場合には、その旨を事前に販売会社に通知します。

クラスA受益証券(円建)(年率)	クラスB受益証券(円建)(年率)	クラスA受益証券(米ドル建)(年率)
2.05%	2.52%	2.05%

(※) 管理会社が負担する当該超過報酬および費用には、前記「管理報酬等」に記載する報酬および費用(ルクセンブルグ年次税を含む)が含まれますが、ルクセンブルグ年次税以外の税金、仲介手数料および借入利息は含まれません。

上記手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。



税金	
個人のお客様の税制	<p><b>◆分配金に関する課税</b>                      (上場株式等に係る配当課税の対象となります。)                      20.315% (所得税および復興特別所得税15.315%、住民税5%)<sup>※1</sup>の税率により源泉徴収が行われ、確定申告は不要ですが、総合課税または申告分離課税のいずれか一方を選択して確定申告をすることができます。申告分離課税を選択した場合の税率は、源泉徴収税率と同一です。また、この場合、上場株式等の譲渡損失(下記買戻請求等により生じた譲渡損失を含みます。)との損益通算が可能です。なお、特定口座の源泉徴収選択口座に受け入れた分配金については申告せずに、同一の源泉徴収選択口座で生じた譲渡損失との損益通算が可能です。</p> <p><b>◆買戻請求等による譲渡益(クラスB受益証券をクラスA受益証券に転換した場合を含みます。)に関する課税</b>                      (上場株式等に係る譲渡益課税の対象となります。)                      20.315% (所得税および復興特別所得税15.315%、住民税5%)<sup>※1</sup>の税率による申告分離課税の対象として、原則確定申告が必要ですが、特定口座の源泉徴収選択口座で生じた譲渡益については、源泉徴収が行われ(税率は上記の申告分離課税の税率と同一です。)、確定申告は不要です。譲渡損失については、原則、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得(上記分配金を含みます。)との損益通算ならびに特定公社債等の利子所得および譲渡所得等との損益通算が加えられ、翌年以降最長3年間の繰越控除が可能です。なお、償還についても譲渡があったものとみなされるため、同様の取扱いとなります。                      ※1 上記税率は、2037年12月31日まで適用されるものであり、2038年1月1日以降は20%(所得税15%、住民税5%)となる予定です。</p>
法人のお客様の税制	<p>ファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額が元本相当額を超過した額を含みます。)について、所得税および復興特別所得税のみ15.315%<sup>※2</sup>の税率での源泉徴収が行われます。なお、益金不算入の適用は認められません。                      ※2 上記税率は、2037年12月31日まで適用されるものであり、2038年1月1日以降は15%(所得税のみ)となる予定です。</p>

- ・上記は、2024年1月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ・税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

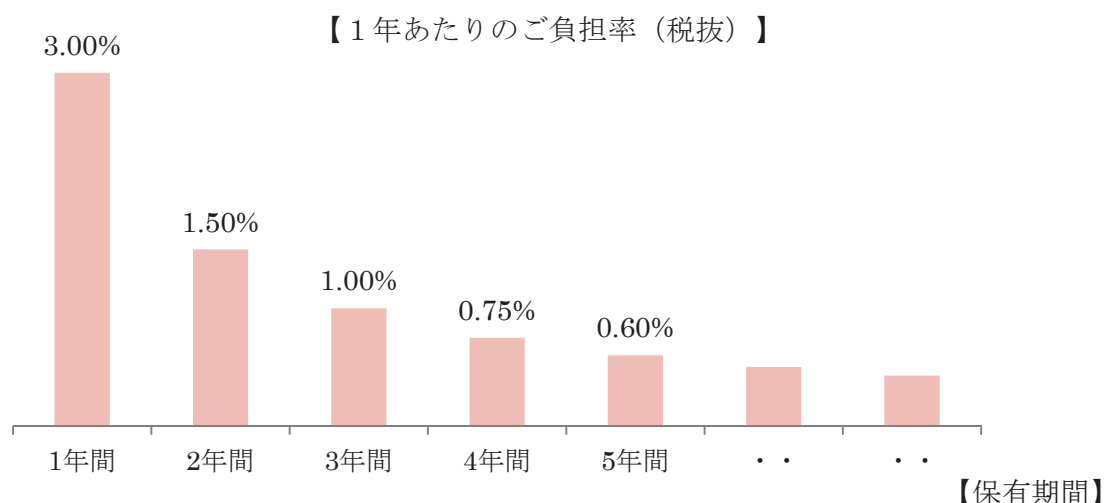


## お申込手数料に関するご説明

\* 当書面の情報の作成主体はSMBC日興証券株式会社であり、作成責任はSMBC日興証券株式会社にあります。

■ ファンドのお申込手数料は購入時にご負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりのご負担率はしだいに減っていきます。

### 例えば、お申込手数料が3%（税抜）の場合



※ファンドによっては、ご購入時にお申込手数料をお支払いいただくかずに、解約・換金（買戻し）時に手数料（保有期間に応じた条件付後払申込手数料を含みます。）をお支払いいただく場合、もしくは、保有期間中にお申込手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりのご負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。また、ファンドをご購入いただいた場合、上記のお申込手数料等のほか、信託報酬やその他の費用等をご負担いただきます。また、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は投資信託説明書（交付目論見書）または目論見書補完書面でご確認ください。

※当書面の情報は、投資信託説明書（交付目論見書）または目論見書補完書面の記載情報ではございません。

### 【信託期間に関するご留意事項】

- ・ ファンドには原則として信託期間が定められており、信託期間が終了するとファンドは償還されます。ただしファンドによっては当初設定された信託期間を繰り上げて償還（または延長）する場合があります。上記お申込手数料の1年あたりのご負担率がしだいに減っていく効果は、お客様の保有期間のほか、ファンドが繰上償還された場合など信託期間によっても影響を受けることがありますのでご注意ください。
- ・ ファンドの信託期間は投資信託説明書（交付目論見書）にてご確認ください。

# 目論見書補完書面(投資信託)

<コード 0448、0449、0450>

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

## この書面および目論見書の内容を十分にお読みください。

この書面および目論見書は、ご投資にあたってのリスクやご留意点が記載されております。投資者の皆様がお取引される際には、あらかじめ十分にお読みいただき、ご不明な点がございましたら、お取引開始前にお取扱店にご確認ください。

ファンド名	アライアンス・バーンスタイン・アジア・エックス・ジャパン・エクイティ・ポートフォリオ (愛称:日興ABアジア・リニューファンド) クラスA受益証券(円建)、クラスB受益証券(円建)、クラスA受益証券(米ドル建)
手数料など諸費用について	<b>■申込時に直接ご負担いただく費用</b> ・ <b>申込手数料:</b> クラスA受益証券(円建/米ドル建): 円建受益証券については1.10%(税抜1.00%)、米ドル建受益証券については3.30%(税抜3.00%)をそれぞれ上限に、お申込口数に応じて通減料率を採用しております。 お申込手数料は、ご購入金額(ご購入口数×ご購入価格)に、お申込手数料率を乗じて次のように計算されます。 お申込手数料(税込) = ご購入口数×1口当たり純資産価格×お申込手数料率(税込) 例えば、円建受益証券が純資産価格10,000円(1万口当たり)の時に5億口ご購入いただく場合は、お申込手数料(税込) = 5億口×10,000円 / 10,000口×1.10% = 550万円となり、合計5億550万円をお支払いいただくこととなります。 クラスB受益証券(円建): お申込時点においては、ありません。 <b>■換金時に直接ご負担いただく費用</b> ・ <b>換金(買戻)手数料:</b> クラスA受益証券(円建/米ドル建): ありません。 クラスB受益証券(円建): ご購入価格の4.50%(日本の消費税はかかりません。)を上限に、保有期間に応じた通減料率を採用しております。 例えば、純資産価格10,000円(1万口当たり)でファンドを500万口ご購入いただき、ご購入後2年以上3年未満の経過後の時点でファンドを10,300円(1万口当たり)でご換金(買戻)される場合、条件付後払申込手数料として、ご購入価格の10,000円に3.25%が適用され、500万口×10,000円 / 10,000口×3.25% = 16万2,500円をご負担いただきます。当該金額は買戻代金より別途差し引かせていただきます。 ※詳しくは交付目論見書をご覧ください。
ファンドに係る金融商品取引契約の概要	当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売等に関する事務を行います。
当社が行う金融商品取引業の内容および方法の概要	当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預りが行われる場合は、以下によります。 ・ お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座の開設が必要となり、当社と投資者の皆様との間の有価証券の取引、サービス等に関する権利義務関係を規定した証券取引約款に基づいて行われます。 ・ 外国投資信託証券の場合は、外国証券取引口座の開設が必要になります。 ・ 分配金再投資コースの場合は、累積投資口の開設が必要になります。 ・ お取引のご注文に係る代金については、当社所定の日までにお預けいただけます。 ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合(法令に定める場合を除きます。)には、取引報告書を原則として郵送または電子交付による方法により、投資者の皆様にお渡しいたします。
会社の概要 (2023年12月末現在)	商号等 登録番号 本店所在地 加入協会 指定紛争解決機関 資本金 主な事業 設立年月 連絡先 SMBC日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号 〒100-8325 東京都千代田区丸の内3-3-1 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、 一般社団法人日本STO協会 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 1,350億円 金融商品取引業 2009年6月 <お問い合わせ全般はこちら> 0570-007-250 (平日8:00~18:00 ※祝日・年末年始を除く) <口座開設のお問い合わせはこちら> 0120-860-250 (平日9:00~18:00/土曜9:00~17:00 ※祝日・年末年始を除く)

### 【ご留意点】

- 本ファンドは、お申込みされる方の国籍、居住地等により取得の制限が設けられています。取得制限の対象に該当する場合、お申込みを行うことができません。取得制限の対象に該当するお客様がファンドの保有者となっている場合、当該お客様に対して将来的に強制買戻しが行われる可能性がございます。詳しくは目論見書でご確認ください。
  - 外貨建て投資信託の場合、分配金・償還金は、変更のお申し出のない限り、あらかじめご指定いただいた円貨または外貨でのお受取となります。なお、あらかじめ外貨でのお受取をご指定されない場合は、円貨でのお受取となります。変更を希望される場合には、事前にその旨をご連絡ください。
- ※ただし、別途、契約等で取り決められている場合は、上記の限りではありません。

お申込みは



SMBC日興証券

※目論見書補完書面の情報は、交付目論見書の記載情報ではありません。  
※当書面の情報の作成主体はSMBC日興証券株式会社であり、作成責任はSMBC日興証券株式会社にあります。

(2024.03)